

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団望月眼科医院
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中央区寺島町 181 番地の 3
- (3) 設立認可年月日 平成 2年 7月 31 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2年 8月 2 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	望月 深雪	望月眼科医院管理者
理 事	望月 佐穂	
同	松田 純子	
同	富永 良子	
監 事	望月 邦彦	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	該当なし			一般病床 無し
診療所	望月眼科医院	2217110903	静岡県浜松市中央区 寺島町 181 番地の 3	一般病床 無し
介護老人 保健施設	該当なし			
介護医療院	該当なし			

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 9月 13日 令和4年度決算の決定
令和 5年 9月 29日 役員改選（全員留任）
令和 6年 1月 10日 役員変更（望月富美子から富永良子）
令和 6年 6月 20日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団 望月眼科医院
 所在地 浜松市中央区寺島町181番地の3

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和 6年 7月 31日現在)

1. 資 产 領	86,538 千円
2. 負 債 領	1,130 千円
3. 純 資 产 領	85,408 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	21,321
B 固定資産	65,217
C 資産合計 (A+B)	86,538
D 負債合計	1,130
E 純資産 (C-D)	85,408

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 望月眼科医院
 所在地 浜松市中央区寺島町181番地の3

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 7月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 產	21,321	I 流 動 負 債	1,130
II 固 定 資 產	65,217	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 產	37,849	負 債 合 計	1,130
2 無 形 固 定 資 產	39	純 資 產 の 部	
3 そ の 他 の 資 產	27,328	科 目	金 額
		I 出 資 金	6,000
		II 積 立 金	79,408
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 產 合 計	85,408
資 產 合 計	86,538	負 債 ・ 純 資 產 合 計	86,538

様式4-2

法人名 医療法人社団 望月眼科医院
 所在地 浜松市中央区寺島町181番地の3

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	82,194
2 事 業 費 用	88,835
本來業務事業利益	△ 6,641
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帶業務事業利益	
事 業 利 益	△ 6,641
II 事 業 外 収 益	691
III 事 業 外 費 用	
經 常 利 益	△ 5,949
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	△ 5,949
法 人 稅 等	
当 期 純 利 益	△ 5,949

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 望月眼科医院

理事長 望月 深雪 殿

私は、医療法人社団望月眼科医院の令和 5 会計年度（令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 9 月 12 日

医療法人社団 望月眼科医院

監事 望月 邦彦 印